

納付を忘れていませんか？

令和6年度の町税納付は、下記のとりの納期限となっております。

納付忘れはございませんか。また、口座振替の方は残高不足にならないようご注意ください。

事前に連絡がなく未納となる場合、督促状を発送いたします。

税目	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
軽自動車税	5月31日				
道町民税	7月1日	9月2日	10月31日		
固定資産税	5月31日	9月2日	12月2日		
国民健康保険税	7月1日	7月31日	9月30日	12月2日	12月25日

家屋の取得・滅失や増改築についてのお知らせ

令和6年中に**新築または増改築**をして、まだ評価を受けていない家屋がありましたら、総務課住民グループ固定資産税担当までご連絡ください。また、売買等の譲渡で**所有者が変更**した場合や、**取り壊し等で家屋が滅失**した場合についても届出ください。

※届出等が無かった場合、来年度以降も課税される場合があります。



軽自動車税についてのお知らせ

原動機付自転車や小型特殊自動車を廃車・譲渡等で所有しなくなった時や、町外に転出される時は、総務課住民グループで手続きが必要です。手続きの際、ナンバープレートを返還していただきますが、盗難等で無くしてしまった場合は、理由を記入していただきます。

軽自動車税は4月1日現在に所有者として登録されている方に課税されますので、4月2日以降に廃車・譲渡などをされても全額納付していただくことになります。

年度途中（4月2日以降）に取得した場合は、その年度は課税されません。

※軽自動車・二輪小型自動車の手続きは、各所轄陸運局の担当機関やディーラー・代行業者にて行ってください。



お問い合わせ 総務課住民グループ税務担当 (01634-8-7660)